

## 第211回 全経簿記検定試験 上級 一 会計学一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

## 問題1 正誤問題

<参照規定>

1. 「企業会計原則」第二 一
2. 「企業会計原則」注11
3. 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」第二 二 2項
4. 「固定資産の減損に係る会計基準」注1 1項
5. 「研究開発費等に係る会計基準」四 3
6. 「退職給付に関する会計基準」23項
7. 「リース取引に関する会計基準」39項
8. 「連結財務諸表に関する会計基準」27項
9. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」19項、20項
10. 「収益認識に関する会計基準」35項

## 問題2 理論問題（「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」）

問1 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」30項参照

30. 自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。また、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。

問2 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」37、38項参照

37. まず、自己株式処分差益については、自己株式の処分が新株の発行と同様の経済的実態を有する点を考慮すると、その処分差額も株主からの払込資本と同様の経済的実態を有すると考えられる。よって、それを資本剰余金として会計処理することが適切であると考えた。

38. 自己株式処分差益については、資本剰余金の区分の内訳項目である資本準備金とその他資本剰余金に計上することが考えられる。会社法において、資本準備金は分配可能額からの控除項目とされているのに対し、自己株式処分差益についてはその他資本剰余金と同様に控除項目とされていない（会社法第446条及び第461条第2項）ことから、自己株式処分差益はその他資本剰余金に計上することが適切であると考えた。

**問3** 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」41項参照

41. その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額するとの定めについて、資本剰余金と利益剰余金の区別の観点から好ましくなく、特に資本剰余金全体の金額が正の場合は、その他資本剰余金の負の残高とすべきであるとの意見がある。しかし、その他資本剰余金は、払込資本から配当規制の対象となる資本金及び資本準備金を控除した残額であり、払込資本の残高が負の値となることはあり得ない以上、払込資本の一項目として表示するその他資本剰余金について、負の残高を認めることは適当ではない。よって、その他資本剰余金が負の残高になる場合は、利益剰余金で補てんするほかないと考えられ、それは資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと判断される。

したがって、その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損については、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額することが適切であると考えた。

**問題3 財務分析（資本利益率について）****問1** 解答参照**問2** ROE（株主資本利益率の算定）

- ① 分子（利益）：当期純利益 15
- ② 分母（資本）：{120（期首の株主資本）+130（期末の株主資本）} ÷ 2 = 125
- ③ 資本利益率：① ÷ ② = 0.12